

【3用 語】

【下知…げち】身分の上の者が下の者に指図・

命令すること

【暮方…くらしかた】生活すること

【賄御用…まかないごよう】身の世話をする

役、家計をやりくりする役目

【地頭所…じとうしょ】知行地を持つ旗本の屋

敷または役宅

【用所…ようしょ】所用を行う場所、事務所

【3解 説】

旗本とは、江戸時代に將軍直屬の家臣のうち家禄が一万石未満の者をさし、將軍への謁見が許された御目見（おめみえ）以上の格式をもつ上級武士のことである。本文書にみえる地頭所は旗本伊丹家の役所のことである。伊丹家は寛延二年（一七四九）以降、吾妻郡東峯須川村や赤岩村など七か村（知行高約一〇〇〇石）を支配していた。

本文書は吾妻郡坪井村（長野原町）の善兵衛が天保八年（一八三七）伊丹家の御暮方御賄御用（經理担当）に任じられ、このことを知行地七か村の村役人が話し合つて了解するように命じたものである。これにより坪井村の名主小林善兵衛は、七か村の年貢徴収の取りまとめなどを行う惣代（割元）としての役割を果たすことになったものと思われる。

なお、この下知書は典型的な上意下達の文書であり、それは本文の差出人（御地頭所用所）と宛名（東峯須川村ほか名主・年寄・組頭）の位置関係からも明らかである。